

公益社団法人秦野市シルバー人材センター文書開示事務取扱要綱

(平成15年5月15日施行)

(趣 旨)

第1条 公益法人は、「積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的とする非営利の法人」であることから、その活動には広く一般の理解と支援が不可欠であり、そのため、法人の業務や財政状況など自らの情報を積極的に提供して行く必要がある。

このため、公益社団法人秦野市シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、文書の開示についての事務処理（以下「文書開示事務」という。）は、別に定める場合を除き、この要綱の定めるところにより行うものとする。

(開示する文書)

第2条 この要綱でいう文書とは以下のものを指す。

センターは、その業務及び財務等に関する文書を事務局に備えておき、請求のあった場合は閲覧に供すること。

- (1) 定款
- (2) 役員名簿
- (3) 会員名簿
- (4) 事業報告書
- (5) 収支計算書
 - イ 正味財産増減計算書
 - ロ 貸借対照表
 - ハ 財産目録
- (6) 事業計画書
- (7) 収支予算書

(開示文書の内容)

第3条 開示する文書の内容は次のとおりとする。

資 料 名	内 容	備 考
定 款	認可されたものと同じ	—

役員名簿	氏名・住所	閲覧用として別途作成する
会員名簿	氏名・住所	閲覧用として別途作成する
事業報告書・収支計算書	総会で承認されたものと同じ	総会議案書で代替
事業計画書・収支予算書	総会で承認されたものと同じ	総会議案書で代替

(文書開示事務責任者)

第4条 センターに文書開示事務責任者（以下「責任者」という。）を置く。責任者は事務局長があたる。ただし、事務局長不在のときは、庶務係長がその任にあたる。

(閲覧請求と閲覧許可)

第5条 閲覧希望者に対しては、「閲覧請求書」(様式1)の提出を求めるものとする。

- (1) 責任者は、閲覧請求書の記載内容等を検討し、閲覧を許可する。
- (2) 開示文書は、原則として第2条に掲げたものとするが、センターの判断をもってこれ以外の資料を公開することができる。

2 実施に当たっての注意事項

- (1) 責任者は、閲覧請求書の記載内容等を検討した結果、公益法人指導監督基準の趣旨からみて妥当性を欠くと思われる場合は、開示を拒否することができる。
- (2) 閲覧とは、通常「みる」ことを想定しているが、文書の複写機によるコピー、写真撮影等も認めるものとする。
- (3) 閲覧の場合、開示手数料の徴収はしないが、写しを交付する場合の実費等については、徴収するものとする。
- (4) 開示文書の閲覧は、責任者の定めた場所で閲覧するものとする。

(文書開示の実施)

第6条 責任者は、閲覧を許可したときは、速やかに当該文書の開示をしなければならない。その場合において、開示手数料は徴収しないものとする。

ただし、閲覧請求者が当該文書の複写等の交付を求めたときは、原則としてこれに応じ、その交付に要する費用は請求者の負担とする。

2 前項の開示の実施にあたって、閲覧請求者が文書汚損又は破損する恐れが

あるときは、当該文書の閲覧の中止を命ずることができる。

(閲覧請求書の保存)

第7条 閲覧請求書は、收受印を押印後、3ヵ年間保存するものとする。

附 則 (平成15年5月15日協議案件)

この要綱は、平成15年5月22日より施行する。

附 則 (平成24年3月12日議案第15号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(様式1)

(社) 秦野市シルバー人材センター文書閲覧請求書

次の文書の閲覧を請求いたします。

閲覧希望文書名(口にレ点を付けてください。)

- 定 款
- 役員名簿
- 会員名簿
- 事業報告書
- 収支計算書

(正味財産計算書、貸借対照表、財産目録)

- 事業計画書
- 収支予算書

年 月 日

閲覧請求者氏名	
住所(自宅) 電 話	〒 - ()
住所(勤務先等) 電 話	〒 - ()
閲覧趣旨・目的	

事務局処理欄

收受年月日	年 月 日	許可年月日	年 月 日
閱 覧	許可 不許可	(不許可理由)	

公益社団法人秦野市シルバー人材センター文書開示事務取扱要綱
第6条第1項の取扱いについて（内規）

本要綱第6条（文書開示の実施）ただし書きの「閲覧請求者が該当文書の複写等の交付を求めたときは、原則としてこれに応じ、その交付に要する費用は請求者の負担とする。」ことについての写しの作成に要する費用は、当分の間、次表のとおりとする。

なお、費用の徴収は、写しを交付する際に現金によるものとし、一度納付した費用は、返還しない。

区 分		写しの作成に要する費用の額	
白黒複写	A3判以下の 大きさのもの	両面複写 のとき	1枚につき 30円
		片面複写 のとき	1枚につき 20円

（平成17年6月24日施行）